

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 5 年 6 月 2 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
東京支社長 浅見 均

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務は、変電ポスト構内での地絡事故等における構内大地電位上昇に対して、隣接している SCH 内信通設備への影響に関する検討を行うものである。

本業務の実施に当たっては、運用中の変電ポスト構内接地を使用し大地電位傾度の測定及び調査を行い、SCH 内の信通設備への電位の影響の有無を評価する業務であることから、その測定手法に精通した技術者を有する必要があるとともに新幹線鉄道の変電設備に関する調査、研究及び評価に関する業務の経験が不可欠である。以上のことからこれらの能力と経験を有する特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との契約手続に移行する。

なお、4 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

変電ポストにおける接地系統の調査研究

(2) 業務内容

ア 運用中の変電ポスト構内接地を使用し大地電位傾度の測定及び調査を行い、SCH 内の信通設備への電位の影響評価

イ 変電ポスト外に関する電位影響と離隔に関する文献調査

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 29 日まで

3 業務目的

本業務は、変電ポスト構内での地絡事故等における構内大地電位上昇に対して、隣接している SCH 内信通設備への影響に関する検討を行うことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条に該当しない者であること
- イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）における「令和5・6年度役務競争参加資格確認者」のうち「土木関係建設コンサルタント業務」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ウ 参加意思確認書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間において、当機構理事長から「関東甲信地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

平成25年度以降に元請として完了した同種業務の実績を有していること。なお1件で条件を満たすことができない場合は複数の件名とすることができる。

同種業務とは、以下の業務をいう。

同種業務：新幹線鉄道の変電設備に関する調査、研究及び評価に関する業務

(3) 配置予定技術者の経験に関する要件

次に掲げるア及びイの基準を満たす主任技術者を配置できること。ただしイについては1名の配置予定技術者で条件を満たせない場合は複数名とすることができる。

ア 技術士（電気電子又は総合技術監理（電気電子））、RCCM（電気電子）、鉄道設計技士（鉄道電気）若しくは第一種電気主任技術者の資格、又は新幹線鉄道の変電設備に関する調査、研究及び評価に関する業務の経験について10年以上の実務経験を有する者

イ 平成25年度以降に元請として完了した上記（2）に掲げる同種業務の経験を1件以上有する者。なお、配置予定技術者の経験は、主任技術者又は担当技術者としての経験に限る。

(4) 企画提案書を提出しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

5 手続等

(1) 担当支社等

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-4-1 (芝パークビル 5 階)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

東京支社 総務部 契約課 契約係

電 話 03 - 5403 - 8732

FAX 03 - 5403 - 8770

電子メールアドレス keiyaku.tky@jr-tt.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、交付方法及び交付場所

ア 交付期間 本公示の日から令和 5 年 6 月 21 日まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

ウ 交付場所 アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 5 年 6 月 22 日 16 時 00 分。

イ 提出場所 (1) に同じ。

ウ 提出方法 郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 2 項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール又は FAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及び FAX による場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和 5 年 7 月 31 日 16 時 00 分。

(4) 4 (1) イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も 5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出時において、当該競争参加資格の認定を受けていなければならない。

当該競争参加資格の認定に係る申請は、当機構建設企画部工事契約課において、随時受け付ける。

(5) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長

相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(6) 詳細は説明書による。